

マニユライフ・
インベストメント・
マネジメント

議決権行使に関する
グローバル方針



エグゼクティブ・サマリー

マニユライフ・インベストメント・マネジメント¹のすべての投資チームは、私たちの投資哲学とお客さまの投資目標に沿った投資を行う責任を有しています。議決権行使にあたっての私たちのアプローチ方法は、組織体制に則って、ガバナンスのほか、環境的・社会的なリスクと機会の管理においてベスト・プラクティスを促すというものです。マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使の権限を引き受けた際に、お客さまの最善の利益にかなう議決権行使を行うべく、議決権行使に関する方針と手順を策定・実施しています。

この議決権行使に関するグローバル方針（以下、「本方針」）は、付属資料 A のリストに掲載されたマニユライフ・インベストメント・マネジメント傘下の各資産運用会社に適用されます。グループ会社が所在する各法域の規制上の要件を遵守するため、必要に応じて、該当するグループ会社に適用される個別の追加の手順を実施し、コンプライアンスを図る場合もあります。本方針は、事業上起こり得る状況を網羅することを意図したのではなく、意思決定の指針となるように策定されています。よって、さまざまな出来事や状況に対応するため、その都度本方針を更新し新たな解釈を加える場合があります。

議決権行使方針

- 議決権は、株式投資に付随する基本的要素であり、株主の最善の利益に資する企業経営が行われるよう図るための重要な統制の仕組みです。お客さまから議決権行使の権限を委任された場合、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、受託者責任を果たすべく、責任ある形で議決権を行使します。
- お客さまから議決権行使の権限を与えられ、その責任を引き受けた場合は、委任状を確実に受領し、持分証券の経済的価値の最大化を目標に、お客さまの最善の利益にかなう議決権行使を行うよう努めます。ただし、議決権行使を控えることがお客さまの最善の利益となると判断した場合は、その判断に従います。
- 議決権行使に伴い、マニユライフ・インベストメント・マネジメントとお客さまとの間に重大な利益相反の可能性がある場合に備えて、問題の特定と解決プロセスを実施しており、お客さまの最善の利益に資する判断を行います。
- 議決権行使に関する方針と手順に関する情報をお客さまに開示します。
- 議決権行使に関する一定の記録を保持します。

¹ マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションのグローバル・ウェルス・アンド・アセット・マネジメント（GWAM）部門のグローバル・ブランドであり、退職年金プラン、個人投資家向け、機関投資家向け（伝統資産およびプライベート・アセット）の各ビジネス部門で個人投資家と機関投資家のお客さまに資産運用サービスをご提供しています。

サステナブル投資の理念

マニユライフ・インベストメント・マネジメントにおけるサステナブル投資²へのコミットメントの主眼は、お客さまの投資資産の価値保全・向上にあり、私たちはアクティブ・オーナーとして、株主総会での議決権行使は投資先企業の長期的なサステナビリティに資するものであると考えています。マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、お客さまに代わり、株式投資に伴う権利行使と義務履行に努めていますが、その際に重視していることは、長期的な株主リターンを最大化し、投資先企業における事業運営上の強みの強化・改善を通じて株主にとってサステナブルな価値創造を行うことです。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、多国籍に事業展開する大企業から創業間もない小規模スタートアップまで、また先進国市場から新興国市場やフロンティア市場まで、世界中で幅広い銘柄に投資しています。これら投資先企業の期待収益は、各国の基準や法規制を反映しており、地域ごとにさまざまです。とは言え、長期的に成功を収める企業は、地域に関係なく、以下を備えていると私たちは考えています。

- 厳格な監視体制：株主や投資家を代表する任務を負う、独立した客観的な視点のリーダーを有する強固かつ効果的な取締役会など
- リスク軽減のメカニズム：企業特有のリスク特性や、定期的に KPI による長期的なリスク測定・評価を実施する内部統制委員会の有効性など
- 投資家と利害が一致した経営陣：企業資源の賢明かつ持続可能な管理を通じ、長期的な業績向上を動機づける報酬体系
- 透明性の高い詳細な報告：企業の長期的成功に重点を置いた、株主やステークホルダーにとって最も重要な事業に関する報告
- 資本に重点を置く経営：環境、社会および人的資本など

付属資料 B 掲載のマニユライフ・インベストメント・マネジメント議決権行使原則（以下、「議決権行使原則」）は、議決権行使に関する意思決定を行う際の指針です。アクティブ運用において、ある企業への投資決定は、投資先企業に対するポジティブな評価を反映して下されたものであるため、原則として、経営陣を支持します。ただし、経営陣による提案が上記議決権行使原則に反している場合、あるいはお客さまの最善の利益に資する判断に従って、経営陣の提案に反対票を投じることもあります。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントはまた、サステナブル投資／リスク・ステートメントおよび ESG エンゲージメント方針に定める原則に則り、環境・社会・ガバナンスに関する課題について、定期的に取り締りや経営陣へのエンゲージメントを行っています。このようなエンゲージメントを通じ、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、投資先企業に対し、リスクを軽減し、機会を最大化するために変革を要請する場合があります。株主総会に臨むにあたり、エンゲージメント先の企業に対して要請した変革の進捗状況を確認

² マニユライフ・インベストメント・マネジメントにおけるサステナブル投資について詳しくは、以下をご覧ください：
manulifeim.com/institutional/jp/ja/sustainability

議決権行使に関するグローバル方針

認めます。投資先企業に問題への十分な改善が見られない場合、議決権行使をもって、こうした懸念される問題を示す場合があります。

相当期間にわたりマニユライフ・インベストメント・マネジメントのチームによるエンゲージメントのプロセスを行ってもなお、問題が企業の経営陣によって解消されていない場合など、まれに、投資先企業に対し、株主の議案の提出または共同提出を行う場合があります。このような決定は、マニユライフ・インベストメント・マネジメントが、その単独の裁量で行うものであり、単独または共同で提案を行うことが、お客さまの最善の利益につながると考えられる場合に実施します。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、投資先企業のポートフォリオ・マネージャーが、財務業績や戦略的方向性、サステナビリティ上の重大なリスクと機会の管理において、不適格であると考え、当該企業の株式を売却する場合があります。

議決権行使手順

議決権行使書および委任状関連書類の受領

受領した委任状はお客さまの持分株式との照合を行い、期限までに議決権行使サービス会社に委任状が届かない場合、証券保管銀行に通知します。

委任状

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、本方針の付属資料 B 掲載の議決権行使原則を採用しています。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使サービス会社を活用して、適時に投票を行い、議決権行使に係る賛否を伝えるために関連調査を適時に行います。このようなサービス会社を活用したプロセスでは、付属資料 B に定める議決権行使原則に沿った賛否の当初案を議決権行使サービス会社が作成します。賛否の推奨の提出を受け、マニユライフ・インベストメント・マネジメントはこれを検討した上で、最終的に一覧にまとめます。議決権行使サービス会社から当初案が提示された後であっても、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、その都度自社評価を基に、当初案とは異なる議決権行使指図書を提出する権限と運用上の機能を有します。後述の通り、議決権行使に関する推奨と賛否についての検討を踏まえ、マニユライフ・インベストメント・マネジメントが議決権行使指図書の内容を変更することもよくあります。マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、自社の議決権行使原則との整合性を図るため、議決権行使サービス会社が策定した詳細な方針を、可能な範囲で定期的に確認します。

また、議決権行使サービス会社が提示した議案賛否の推奨に対し、投資先企業が提出する追加資料を検討するための手順も確立しています。議決権行使に係る賛否を決定する際に、マニユライフ・インベストメント・マネジメントがこのような追加資料の存在を認識しており、経営陣の議案に反対票を投じることを検討しており、全ファンドを併せると当該投資先企業の発行済株式の 2%以上を私たちが保有している場合に、追加資料の検討を行います。

議決権行使に関するグローバル方針

ポートフォリオ・マネージャーは、議決権に関するオプションを積極的に検討し、その持分株式について議案に対する賛否の決定を行います。ある企業におけるマニユライフ・インベストメント・マネジメントの持分比率が高い場合、議決権行使に関するポートフォリオ・マネージャーの決定の根拠を、詳細な記録として残します。記録には、議案に対する賛否が議決権行使サービス会社の推奨に沿っていたか否かも含まれます。持分比率が高いとは、ある企業においてマニユライフ・インベストメント・マネジメントが発行済株式の 2%以上（すべての顧客口座を合算した場合）を保有している場合を指します。

私たちの ESG リサーチ・アンド・インテグレーション・チーム（以下、「ESG チーム」）は、議決権行使に関する事項を扱っており、ポートフォリオ・マネジメント・チームにとって重要なリソースです。ESG チームは、必要に応じ、個々の投資先企業ごとに具体的な議決権行使について助言を行います。ESG チームの助言は、議決権行使サービス会社が提供する調査と推奨を補完するものです。特に、ESG アナリストは、以下に該当する企業について、議決権行使の対象となる議案内容を積極的に精査します。

- すべての顧客口座を併せた場合に、マニユライフ・インベストメント・マネジメントの持分比率合計が、発行済株式の 2%以上となる場合
- 株主総会の議案に、環境的・社会的リスク管理の問題に関わる株主の議案が含まれている場合、または株主の議案の内容が、私たちの投資意思決定にとって重要であると考えられる場合

行動変容を求め、投資チームが過去 2 年間にエンゲージメントを行った投資先企業の議案内容についても、マニユライフ・インベストメント・マネジメントが精査する場合があります。

精査を踏まえ、ESG チームは、議決権行使原則に沿った形で投資チームのメンバーに調査結果と助言を提供することがあります。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントでは、社内に議決権行使ワーキング・グループ（以下、「ワーキング・グループ」）も設置しています。このワーキング・グループのメンバーは、社内各部門の上級幹部（株式投資チーム、法務部、コンプライアンス部、ESG チームなど社内各部門の上級幹部など）で構成されています。このワーキング・グループを管掌しているのが、マニユライフ・インベストメント・マネジメント伝統資産サステナブル投資委員会です。ワーキング・グループは定期的に会合を開き、株主提案に対する賛否決定のほか、ポートフォリオ・マネージャーが議案に対する賛否について議決権行使サービス会社の推奨とは異なる推奨を行った場合に、これらについて審査し、協議します。

お客さまは、貸株を行う権利を有しており、これを実行する場合がありますが、私たちは原則として、議決権維持のため、貸株を制限し、貸し出されている株式を回収する権利を有しています。特にファンド全体を併せると持分比率が 2%以上となる投資先企業の議決権を維持することが重視されています。合計持分比率が 2%以上となる投資先企業の株式については、可能な限り、体系的に貸し出しを制限し、貸し出されている株式を回収するためのプロセスを確立しています。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権を行使する状況を制限する旨の合意を事前にお客さまと交わした場合、議決権行使を控える場合があります。また、議決権を行使する権利を著しく毀損しかね

議決権行使に関するグローバル方針

ないロジスティクス上の問題を理由に議決権行使を控える場合もあります。こうした問題の一例を以下に挙げます。

- 議決権行使に関連するコストが、お客さまの期待収益を上回る。
- お客さまの証券貸出プログラムに伴い原証券が貸与されており、回収できない。
- 株主総会の招集通知から株主総会実施までの期間が短い。
- 議決権行使には株主総会への出席が求められる。
- 現地の規制により、外国籍の人による議決権行使が制限される。
- 株主総会に先立つ一定期間における株式売却が制限される（すなわち、シェアブ・ロッキング）。
- 業務上秘密性の高い情報の開示を求められ、当該情報が公になる可能性がある（すなわち、再登記）。
- 議決権行使指図を円滑に進めるために現地代理人に委任状を提供することが求められる（このような場合、議決権行使が確実に行われる保証がない）。
- お客さまの証券保管機関が、委任状を電子形式で転送・処理することができない。

マニュアル・インベストメント・マネジメントのポートフォリオ・マネージャーが、本方針に反する形で議決権を行使することがお客さまにとって最善であると判断した場合は、新たな議決権行使指図を、その根拠を付して ESG チームのメンバーに提出します。これを受け、議案への賛否の根拠が本方針および議決権行使原則に則ったものとなるよう、ESG チームはポートフォリオ・マネージャーを支援します。その後、変更後の賛否を ESG チームがワーキング・グループに提出します。ワーキング・グループはこの変更について審査し、付された根拠が健全な理由に基づくものであること、その賛否が投資先企業の長期的発展に資するものであることを確認します。

場合により、議決権行使の対象が議決権行使サービス会社の調査や推奨の範囲を超える場合があります。当該議決権行使に責任を有するポートフォリオ・マネージャーが、ESG チームに賛否案を提出し、これらの項目については、賛否の根拠が健全な理由に基づくものであること、その賛否が投資先企業の長期的発展に資するものであることを確認するため、ワーキング・グループによる審査に付託する場合があります。プロキシ・オペレーションズ・チームは、賛否決定の通知を受け、これに従い議決権を行使します。

マニュアル・インベストメント・マネジメントは、「エンpty・ボートイング」（株主総会の開催日に株主総会における議決権を株式の実質的所有者から一部、あるいはすべて切り離すこととなるさまざまな状況を指す用語）に関与することはありません。また、市場における経済的リスクを回避しつつ議決権を取得することのみを目的としてヘッジ取引による大規模なポジション取りを行うことを、インベストメント・マネージャーに禁じています。借株（空売りやヘッジ取引のために借りた株式等）であることを知りながら、その議決権を行使することはありません。

議決権行使サービス会社のエンゲージメント

マニュアル・インベストメント・マネジメントは、第三者議決権行使サービス会社と契約を結び、議決権行使プロセスに対するサポートを受けています。お客さまが議決権を有する場合を除き、顧客口座に関連して受け取った招集通知や総会資料をすべて議決権行使サービス会社に転送するよう、お客さまの証券保管機関に指示します。

議決権行使に関するグローバル方針

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使サービス会社との契約により、以下の業務を委託しています。

- 調査および賛否についての推奨を行う。
- 議決権が適時に行使されるよう図る。
- 議決権行使に係る議案に関連した追加資料を投資先企業が提出した際に通知する。
- 議決権行使に関するその他の事務作業を行う。
- 招集通知の記録を残し、要請に応じて速やかにそのコピーを提出する。
- 投票結果（賛否）の記録を残す。
- 議決権行使関連の事項全般についての推奨を行う。

議決権行使権限の範囲

マニユライフ・インベストメント・マネジメントとお客さまは、完全かつ公正な開示と正しい情報に基づいた双方の合意が存在する限りにおいて、議決権行使に関する契約関係を構築します。マニユライフ・インベストメント・マネジメントは議決権行使の責任を負わない、あるいは限られた状況下³でのみ議決権を行使する旨を定めた取決めをお客さまと結ぶ場合もあります。

議決権行使に関連する受託者責任がどのように適用されるかは、受諾した議決権行使権限の範囲によりさまざまですが、いかなる場合も、お客さまとの間に受任関係があることを私たちは認識しています。前述の通り、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使を控える全般的な裁量権を有していますが、これ以外に、議決権行使のためのコストが高くなる場合やお客さまが得られる利益が低くなる事項について、議決権を行使しないことを具体的に定めた合意をお客さまとの間で結ぶ場合もあります。

賛否の開示

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、投票する前に、賛否の意向を会社の経営陣に通知する場合があります。これは、投資プロセスや方針、目的をよりよく理解してもらうための機会を会社側に提供するという目的に沿ったものです。

議決権行使前に賛否の意向を、他の投資家を含む他者に意図的に開示することはありません。

議決権行使結果の記録を残し、お客さまや規制当局、政府機関の閲覧に供しています。

全ファンドの議決権行使結果の記録をまとめて集計したものを四半期ごとに公表しています⁴。

³私たちは、この点について2019年8月に米国証券取引委員会（SEC）が発表した指針の重要性を認識しています。この指針には、議決権行使に関して、顧客と投資運用会社間で結ばれる合意内容の一部が記載されています。例：(i) 顧客の最善の利益に資することを意図した具体的なパラメータに基づき議決権を行使する旨の顧客との合意、(ii) 特定の株主提案の提出者が行った提案にはすべて賛成する旨の顧客との合意、(iii) 投資先企業の経営陣による提案通りに投票する旨の顧客との合意。こうした取決めの内容はすべて、顧客からの指示により、条件の変化に応じて変更される可能性があります。

⁴マニユライフ・インベストメント・マネジメントの議決権行使集計記録は、以下のサイトでご覧いただけます。
manulifeim.com/institutional/us/en/sustainability

利益相反

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、事業上のあらゆる側面における利益相反を特定するための仕組みを確立しています。議決権行使の対象となる議案によっては、お客さまと、マニユライフ・インベストメント・マネジメントやそのグループ会社、従業員との間に利益相反が生じる可能性があります。利益相反の疑いがある場合、ワーキング・グループが精査し、利益相反の有無や、利益相反があった場合、それが重大であるか否かを判断します。以下の状況は、潜在的な利益相反であるとみなされます。

- マニユライフ・インベストメント・マネジメントが、投資先企業との間で現在取引を行っているか、今後その可能性がある。
- マニユライフ・インベストメント・マネジメントが、株主提案の提出者との間で取引を行っている。
- マニユライフ・インベストメント・マネジメントの社員、従業員、またはコンサルタントが、相手先企業の幹部（上級幹部、取締役、取締役候補等）と個人的な関係、その他の取引関係を有する。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、このような重大な潜在的利益相反への対処にあたり、お客さまの最善の利益となるよう議決権行使を行うとともに、これにより自社の利害が影響を受けることがないよう努めます。重大な潜在的利益相反が存在する場合、ワーキング・グループまたはその被指名者は、以下のいずれかを行います。(i) 議案への賛否を精査した上で、これが健全な根拠に基づくものであり、その決定が長期的な株主価値を保護または向上するものであり、お客さまの最善の利益にかなうものであることを確認する、(ii) 議決権行使サービス会社の具体的な推奨に従って議決権を行使する、(iii) 棄権する、(iv) お客さま自身による議決権行使を要請する。賛否決定の根拠（賛否決定がお客さまの最善の利益に資するものであると判断したプロセスなど）は、記録に残します。

マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの議決権付株式

マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション（MFC）は、マニユライフ・インベストメント・マネジメントの上場親会社です。一般的に、上場企業（およびその子会社）が自社株を自己口座で保有することは法律で制限されています。そのため、MFC 株式投資方針では、MFC 自らまたはその子会社が、MFC またはその子会社のために MFC 株に投資または保有することができる（あるいはできない）限られた状況を定めています⁵。

MFC 株式投資方針は、グループ外の第三者に代わり行われた投資は対象としておらず、これは引き続きお客さまに帰属します⁶。しかしながら、このような投資についても、お客さま独自のガイドラインやマニユライフ・インベストメント・マネジメントの他の方針、その他関連法令により、制限を受ける場合があります。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントが MFC 株式の議決権行使を委託された場合、他のすべての株主の賛否の比率に合わせた議決権行使を行います（プロポーショナル・ボートまたはエコー・ボート）。これは、私たちの賛否が株主総会の結果に影響を及ぼすことを避けるための措置です。

⁵ たとえば、一般勘定ファンド、子会社の分離勘定ファンドまたは特別勘定、子会社のミューチュアル／プール・ファンドが含まれます。

⁶ たとえば、グループ外のミューチュアル／プール・ファンドやグループ外の機関投資家向け投資運用ポートフォリオなど、グループ外の第三者のために運用または助言が行われる資産が含まれます。

方針に関する責任と監督

ワーキング・グループは、本方針およびマニユライフ・インベストメント・マネジメントの議決権行使機能の監督と監視を行います。ワーキング・グループは、定期報告書や潜在的利益相反、賛否の変更、特殊な議案に関する議決権行使の検討を行う責任を有しています。また、第三者議決権行使サービス会社の監督も行います。ワーキング・グループは、最低でも月1回会合を開き、マニユライフ・インベストメント・マネジメント伝統資産サステナブル投資委員会、および要請があればマニユライフ・インベストメント・マネジメント運営委員会に報告を行います。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントのプロキシ・オペレーションズ・チームは、第三者議決権行使サービス会社と契約を結んでいるすべての部門に代わり、議決権行使プロセスの日常管理業務に対する責任を負います。プロキシ・オペレーションズ・チームが議決権行使上重大な問題があることを把握した場合、それをチーフ・コンプライアンス・オフィサーまたはその被指名者、およびワーキング・グループに上申します。

ワーキング・グループは、議決権行使プロセス支援のためにマニユライフ・インベストメント・マネジメントが業務を委託するすべてのサービス会社を適切に監督する責任を負います。たとえば、以下のような監督が含まれます。

年次デュー・ディリジェンス：マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、年に一度、議決権行使サービス会社のデュー・ディリジェンスを行います。このデュー・ディリジェンスでは、業界における当該サービス会社の評判、リスク、法令遵守の状況、技術インフラの評価などを行います。また、議決権行使サービス会社がマニユライフ・インベストメント・マネジメントの要求事項を充足する能力を有しているか否か（すなわち適切な報告実施の可否や当該サービス会社のスタッフや人員の適性および資質、データ源や情報源の質と正確さ、議決権行使に関する推奨を最新かつ正確な情報に基づき行うことを可能にする強固な方針と手順を確立しているか、議決権行使の推奨に関連する利益相反に対処するための強固な方針と手順を確立しているかなど）を審査します。

最新情報の定期報告：マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使サービス会社に対し、当該企業が私たちがの方針に則って議決権行使に関する独立した助言やサービスを行う能力に何らかの変化をもたらす事業上の変更があった場合にも、最新情報をすべて報告するよう求めています。

議決権行使プロセスに対する追加的監督：マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使サービス会社をけん制し、議案への賛否決定がお客さまの最善の利益にかなうための追加的な統制の仕組みを議決権行使プロセスに組み込んでいます。この仕組みには、以下が含まれます。

- 事前に設定された賛否のサンプリング：議決権行使についての推奨あるいは議決権行使（またはその両方）のために第三者議決権行使サービス会社を使用する場合、議案への賛否が議決権行使原則に則ったものであるか否かを確認するため、投票前に当該サービス会社の電子形式の議決権行使サイトで事前設定された賛否についての評価を行う場合があります。

議決権行使に関するグローバル方針

- ワーキング・グループによる賛否の精査：マニユライフ・インベストメント・マネジメントの議決権行使に関する方針と手順に、特定議案への賛否を決定する方法が定められていない場合、または議案についての賛否が大きく分かれ、論争となっている場合（敵対的な動きのある大型買収案件や取締役候補が株主側からも提案されている取締役選任案件等）、お客さまに代わって行う議決権行使がお客さまの最善の利益に資するようにするために、ワーキング・グループによる精査が必要または適切であることがあります。

記録保持および報告

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、お客さまからの要請に応じて、本方針のコピーを提供するほか、ウェブサイト (manulifeim.com/institutional/jp/ja/sustainability) にも本方針を掲載しています。お客さま向けに、関連する開示書類や法定開示書類において議決権行使手順を説明しており、お客さまから委託された議決権行使における投票結果に関する情報入手プロセスも開示しています。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使活動に関する記録を保持します。記録には、議決権行使に関する方針と手順やお客さまに代わり行った投票の結果の記録、お客さまからの議決権行使関連情報の提供要請の記録、賛否を決定するにあたり作成したすべての書類が含まれます。当該書類は、お客さまや規制当局、政府機関の閲覧に供しています。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使に関する記録をウェブサイトで公表しており、四半期ごとに更新しています。議決権行使に関する記録には、通常、個人投資家や機関投資家、その他のファンドのお客さまのために行った投票の結果の集計が反映されています。

方針の修正と例外

本方針は、議決権行使ワーキング・グループが定期的に見直しを行うことになっています。ワーキング・グループは、本方針に対する修正を勧告する場合がありますが、その修正については、マニユライフ・インベストメント・マネジメント伝統資産サステナブル投資委員会およびマニユライフ・インベストメント・マネジメント運営委員会の承認を得る必要があります。

本方針からの逸脱は、チーフ・インベストメント・オフィサーまたはチーフ・アドミニストラティブ・オフィサー（またはそれらの被指名者）が、チーフ・コンプライアンス・オフィサーまたは法務担当者と協議の上、事前に承認した場合に限り認められます。

付属資料 A：本方針の適用対象となるグループ法人（投資運用会社のみが対象）

Manulife Investment Management Limited

Manulife Investment Management (North America) Limited

Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited

PT Manulife Aset Manajemen Indonesia*

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

Manulife Investment Management (Malaysia) Bhd.

Manulife Investment Management and Trust Corporation

Manulife Investment Management (Singapore) Pte. Ltd.

Manulife IM (Switzerland) LLC

Manulife Investment Management (Taiwan) Co., Ltd.*

Manulife Investment Management (Europe) Limited

Manulife Investment Management (US) LLC

Manulife Investment Fund Management (Vietnam) Company Limited*

*議決権行使に関する現地の関連法令上の理由（議決権行使が手動／物理的な方式で行われる場合や当該法域に第三者議決権行使サービス会社がない場合など）により、Manulife Investment Fund Management (Vietnam) Company Limited および PT Manulife Aset Manajemen Indonesia は、第三者議決権行使サービス会社を使用していません。Manulife Investment Management (Taiwan) Co., Ltd.は、台湾企業以外の企業に関する議決権行使に限り、第三者議決権行使サービス会社を使用しています。

付属資料 B：マニユライフ・インベストメント・マネジメント 議決権行使原則

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、財務資本、社会資本、環境資本など、会社のあらゆる形式の資本に対する強固な管理運用が、長期的なリスク軽減、機会創出、価値向上につながると考えています。投資に関する意思決定においては、環境・社会・ガバナンス上のリスクと機会を精査・検討します。投資後も、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、投資先企業へのエンゲージメントや持分株式の議決権の行使など、アクティブ・オーナーシップを通じた監督を継続します。このように継続的な監督を行うにあたり、経営の取り組みに関して少数株主の意見を届ける議決権行使は、必要不可欠な構成要素であると私たちは考えています。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使に関する意思決定とエンゲージメントの方向性全般を定めたいくつかの主要原則を定めています。これらの原則に従うことで、企業価値の保全と業績向上につながると私たちは考えています。また、取締役選任や役員報酬から、株主の権利の保全や環境・社会資本に対するステewardシップに至るまで、さまざまな議案につき賛否を決定する際の指針となります。マニユライフ・インベストメント・マネジメントはまた、特定のサステナビリティ・テーマに関して独自の立場（ポジション）をとっているため、これらのポジション・ステートメントと併せてこの議決権行使原則をお読みいただくことが推奨されます。現在、気候変動ステートメントと役員報酬に関するステートメント（英文）が策定されており、これらのステートメントもまた、当該テーマに関する議決権の賛否を決定する際の一助となっています。投資先企業を取り巻く出来事や状況は、企業ごとに異なるため、本原則から逸脱した意思決定であっても、それが長期的な企業価値の保全や創造につながると私たちが判断した場合は、そのような決定を行うこともあります。本原則は、世界中で提起されるすべての議案の個別内容に対応するものではなく、企業価値の保全や創造、リスク管理、株主の権利の保護についての全般的指針を提供することで、これを通じ、マニユライフ・インベストメント・マネジメントがあらゆる議案を分析できるようにすることが意図されています。

I. 取締役会と取締役：マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、取締役選任および取締役会構成に関する議案を検討する際に、それが取締役会メンバーのエンゲージメントと説明責任を高めるとの信念の下、全般的に、以下の原則を適用しています。

- a. **取締役会の独立性：**最も効果的な取締役会とは、多様なスキルを備えた取締役で構成されており、事業についての客観的判断や経営陣の監督、株主全体にとって最善の利益となる意思決定が可能な取締役会です。さまざまな見地からの意見を聴くためには、取締役会の大半を独立した非業務執行取締役とする必要があります。独立取締役の実際の人数は国により異なりますので、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、取締役会の独立性を精査する際に国ごとの違いを考慮に入れますが、一企業の取締役会において、独立取締役が過半数を占めることが望ましいと考えています。

議決権行使に関するグローバル方針

- b. **委員会の独立性**：取締役会の主要委員会も、独立取締役で構成されるべきであり、具体的には、監査委員会、指名委員会、報酬委員会は原則として、独立取締役のみで構成されるか、または過半数を独立取締役が占めるべきであると考えます。
- c. **出席率**：取締役の主要責務は、取締役会や委員会の会議において、活発に議論を行う建設的参加者であり続けることです。よって、取締役は、取締役会および委員会の会議への出席率が1 歴年中に75%以上であることが求められます。
- d. **多様性**：前述の取締役会の独立性に関する原則と同様、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、男女のバランスの取れた取締役会は、そうでない会社の取締役会に比べ、リスク管理や長期的な事業上のレジリエンスの監督において、より高い能力を発揮できるものと考えています。原則として、取締役会に最低1名の女性取締役を置くことが期待されており、企業に対しては、女性取締役の起用増加を検討するよう促しています。国ごとの要求水準や期待値が変化するにつれて、特定の国においてはさらに高い水準を取締役に求める場合もあります。たとえば、カナダ、ヨーロッパ、英国、アイルランドでは、取締役会メンバーの3分の1以上が女性取締役となるよう奨励しています。他にも、原則として、取締役会を多様な人種や民族出身の取締役で構成することも奨励しています。今後、取締役会が多様な人種や民族出身の取締役で構成されていないと思われる場合、指名委員会委員長が責任を問われる可能性があります。
- e. **期差任期制度による取締役会**：マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、取締役任期（選任および再任）を1年とすることが望ましいと考えています。毎年取締役の選任を行うことにより、特定の年度における取締役の活動について、適時に説明責任を求めることができます。取締役選任決議を通じ、株主が懸念を表明でき、必要であれば、問題のある取締役を解任できるようにすべきであると考えます。原則として、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、取締役の任期を1年超とする期差任期制度の導入には反対します。原則として、このような制度を廃止する提案を支持します。
- f. **過度の兼職**：ある企業の取締役としての職責に時間と注意を注ぐことができるよう、取締役は、社外取締役としての兼職数を制限すべきであるとマニユライフ・インベストメント・マネジメントは考えています。原則として、取締役を務める上場企業数は5社までにすべきであると考えます。CEOの職責を果たすには、膨大な時間と注意が求められます。そのため、上場企業のCEOが取締役を務めるには、すでにCEOを務めている企業を含め、上場企業3社までとすべきです。
- g. **取締役会議長とCEOの分離**：ガバナンスの破綻は、取締役会議長とCEOを兼任することで、業務執行役員が取締役会を支配している場合に起こり得ます。業務執行役員による取締役会支配を避ける手段として、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、取締役会議長とCEOの職の分離を支持しています。ただし、取締役会議長とCEOの職務分離の提案については、たとえば強力な筆頭独立取締役の設置やトップ移行期を乗り切るためのCEO／取締役会議長兼務の一時的な必要性などの要素に鑑みて、その都度評価します。

議決権行使に関するグローバル方針

- h. **投票基準：**マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、過半数票の獲得により決議の成立あるいは不成立を決めるマジョリティ・ボートィング基準を支持しています。原則として、取締役選任についてはマジョリティ・ボートィング基準の採用を支持しており、論争のある取締役選任投票の場合を除き、単純多数決であるプルラリティ・ボートィング基準の不採用を支持しています。
- i. **論争のある取締役選任投票：**委任状争奪戦その他の形で取締役選任に論争が生じた場合、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議案をその都度評価します。当該企業の業績や、経営監督についての重大な瑕疵の有無、取締役の交代が企業価値向上につながるかの説得力のある根拠を提案者が提示しているかどうかを検討します。
- j. **重大かつ問題のある行為または職務怠慢：**マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、企業価値の毀損につながる監督上の重要な怠慢があった場合や透明性に欠ける場合、あるいは株主の権利を損なった場合には、取締役会は株主に対し説明責任を負うべきであると考えています。このような状況においては、原則として、特定の取締役の選任について議決権行使を控えるか、あるいは反対票を投じることを検討します。取締役選任に反対票を投じるに足る理由の一部を以下に挙げます。

監督上の怠慢：株主価値やステークホルダーからの信頼の毀損につながる重大な問題が発生した場合、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、取締役に対し、何らかの措置を講じる場合があります。監督上の怠慢は、監査人による不適正意見、重大な虚偽記載、リーダーシップやガバナンスの欠如、ESG リスク管理の欠如、環境違反や人権侵害、不十分なサステナビリティ関連開示など、さまざまな形で表れます。

買収防衛策の採用：買収提案が行われた場合、一般論として、取締役会は、それが株主価値の創造につながるか毀損につながる可能性があるかを念頭に、独立し客観的な形で検討しなければなりません。株主価値の創造につながり得る正当な買収提案を妨げる仕組みや内規、定款変更（ポイズンピル条項、議決権の異なる株式の種類、期差任期制度を有する取締役会構成、一方的な内規変更、決議に関するスーパーマジョリティ条項など）を策定・実行するか、または廃止せず放置した場合、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、取締役会の責任を問うこととしています。

問題のある役員報酬体系：マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、企業に対し、当該企業が事業活動を行う国で適用されている役員報酬のベスト・プラクティスを採用するよう奨励しています。一般的に、報酬は業績と連動することが望ましく、報酬と業績の連動していない場合、取締役の責任を問うことがあります。また、前回の株主総会で否決された役員報酬関連議案について適切な対応がなされなかった場合や、問題の多い契約を締結したり、慣行を採用したりした場合（ゴールデン・パラシュートやオプションの価格改定等）も、取締役会の責任を問う場合があります。

内規や定款の採用と変更：株主の権利を大きく変えることになる定款や内規の変更に対し、株主が議決権を有していること、また変更案を可決するには、過半数の賛成票を必要とすることが望

議決権行使に関するグローバル方針

まれます。株主の権利を大きく制限することになる内規や定款条項の採用や修正を取締役会が行った場合、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは原則として、取締役の責任を問うこととしています。

エンゲージメントにおける対応：マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、ESG 関連のリスクや機会について協議するため、定期的に投資先企業へのエンゲージメントを行っており、協議中で当該企業に対し、何らかの変革を求める場合があります。このような状況下で、当該企業がその問題に対し十分な進捗を見せない場合、特定の取締役選任に反対票を投じることがあります。

II. 環境・社会に関する議案：マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、長期的な価値創造と価値保全を視野に、リスクであるか機会であるかに関わらず、事業に影響を与える重要な環境的・社会的課題を投資先企業が管理することを期待しています⁷。私たちは、企業が自社固有の重大な環境的・社会的なリスクと機会を特定し、これらの課題を管理する戦略を策定し、その管理計画に照らして毎年進捗を図りながら、有意義で中身のある開示を行うことを期待しています。環境的・社会的課題に関連したリスクや機会の管理についての議案は、多くの場合、株主側から提起されますが、同様に経営側から提起することも可能です。マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、重要な環境的・社会的なリスクと機会に関し、透明性向上を求める株主提案や、国際的に認められた基準や原則の遵守を求める株主提案を支持します。

- a. **リスクと機会の大きさ：**議案で提起された特定の環境的・社会的課題の重大度については、企業の長期的な価値創造能力に関わることから、マニユライフ・インベストメント・マネジメントはその評価を行います。その審査において、課題が財務業績や資本コストに与える影響も検討します。
- b. **リスクと機会の現在の管理状況：**マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、課題に対して企業が現在取っているアプローチを分析し、リスクを低減し機会を活かすための強固な計画や基盤、開示体制を当該企業が有しているかを判断しています。特定のリスクに関連して、当該企業が直面した直近の批判や訴訟、処罰についても検討します。
- c. **現在の開示の枠組み：**企業は、重大な環境的・社会的なリスクと機会をどのように管理しているかを株主が評価するため、十分な情報開示を行うことを、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは期待しています。企業が環境的・社会的課題をより詳細に開示することで、環境的・社会的課題に対する当該企業のエクスポージャーや対応を評価するために追加情報が役立つ場合、これらの課題のより詳細な開示を求める提案に賛同する可能性があります。
- d. **リスクと機会に関連する法規制上の動き：**マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、環境・社会的要素に関連する提案を精査する際、特定のリスクや機会がその時点で、企業が事業活動を行う国の現地法規制の対象となっているか、当該法規制の規定が課題を十分に管理できるよう策定されているかを検討します。また、将来的な法規制に備え、企業が積極的に課題に対処しようとしているかどうかを検討します。
- e. **企業にとってのコストや混乱：**環境・社会に関する議案を精査する際、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、求められている措置に要する想定コストを当該企業やその株主の利益と

議決権行使に関するグローバル方針

比較して評価します。過度に経営の手足を縛る措置を求める提案や、事業上必要不可欠な市場や業務からの撤退を求める提案については、特に注意を払います。

III. 株主の権利： マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、株主の権利を保護あるいは向上させる経営陣または株主の提案を支持し、既存の権利をはく奪または制限する提案には反対します。

- a. **シェアホルダー・ライツ・プラン（ポイズンピル）：** マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、正当な買収提案を妨げることを意図した買収防衛策には反対します。一方、買収者が持分株式の 20%以上を取得した段階で発動する、3 年以下を期限としたシェアホルダー・ライツ・プランを支持する場合があります。これらの要件に加え、ポイズンピル条項を採用する企業側の戦略的根拠について評価を行います。
- b. **スーパーマジョリティ条項：** 株主は、多数決により企業の変革を方向づける権限を有することが望まれますが、マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、内規や定款、定款規定を変更する際に要する株主の承認要件を加重することを定めた内規や定款、定款規定の策定や維持については反対します。スーパーマジョリティ条項が少数株主の保護を意図したものである場合には、これを支持することを検討する場合があります。
- c. **プロキシ・アクセス：** マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、株主は自らの最善の利益を守るために取締役会の代表者を任命する権利を有するべきであると考えています。委任状争奪戦を行うことなく候補者を提案できる権限があれば、こうした株主の権利を守ることとなり、おそらく経営陣にとっても株主にとってもコストを低く抑えることができるはずです。このことから、マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、持分比率について合理的な下限が設けられ、この下限値を満たすために合理的な数の株主がその持分比率を合算できる限りにおいて、プロキシ・アクセス・ライト（非米国企業については同様の権利）の採用を支持します。
- d. **書面決議：** 書面決議では、株主は、取締役会に対し、年次株主総会によらず正式に決議を要請する権限が与えられます。取締役会の説明責任を求めるための簡易な手法として、株主は書面決議を活用できます。書面決議の権利が株主の過半数の意思を合理的に反映している限りにおいて、マニュライフ・インベストメント・マネジメントは原則として、この権利を支持します。ただし、大株主や支配株主が存在する場合、書面決議の権利を支持しないこともあります。マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、書面決議の議案については、これらの原則に則りその実態的内容を評価します。
- e. **臨時株主総会招集の権利：** マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、臨時株主総会を招集する株主の権利を支持します。この権利により、企業価値に大きく影響を及ぼす可能性のある出来事に株主が速やかに対応することが可能になります。マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、臨時株主総会を招集するには持分比率 10%以上を必要とすると定めることで、この株主の権利を合理的に保護するとともに、経営陣にとっての無用な混乱が生じる可能性を避けられると考えます。

IV. 役員報酬：マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、企業が役員報酬体系の作成にあたり、役員に対するインセンティブと株主利益を整合させることを奨励しています。役員報酬と企業業績の整合性の有無を株主が評価できるよう、企業は、役員報酬について、透明性があり、包括的で、実態を明確に示す開示を行わなければなりません。企業はまた、自社のビジネス・モデル、業種や業界、経営戦略全般に合致した報酬体系を策定する柔軟性を備えている必要があります。すべての企業に適合する役員報酬のテンプレートは存在しません。

- a. **役員報酬に関する勧告的決議：**役員報酬に関する唯一のモデルは存在しないことを認識した上で、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、以下のような懸念のある慣行を採用している企業については、注意深く精査します。
 - i. **役員報酬と企業業績の不整合：**原則として、役員報酬は企業業績と連動していることが望まれます。企業業績が同業他社に比べ継続的に劣っているにも関わらず、CEO の報酬が一定もしくは増加する企業は、特に懸念されます。
 - ii. **臨時報酬：**通常の固定報酬や賞与、長期インセンティブ以外に役員に対する臨時報酬が支払われている場合、全体として、取締役会が効果的な報酬体系を策定することができていないという場合もあります。通常の報酬の枠組みを超える報酬を支払うには、企業は説得力のある根拠を有していなければなりません。
 - iii. **過大な非業績連動型報酬：**報酬と業績を整合させるため、役員報酬は、一般的に、業績連動型報酬が大きな割合を占めるべきです。任期のみに連動する、あるいは業績には関連しないその他の理由で付与される巨額な報酬については、企業は説得力のある根拠を提示する必要があります。
 - iv. **脆弱な業績目標：**業績目標は、企業業績を向上させ、同業他社を凌駕することを経営陣に強く求めるものであるべきです。目標は、状況に応じ、目下の業績予想と整合するかそれ以上とし、同業他社を凌駕することに対するインセンティブとなり、常に野心的でなければなりません。
 - v. **不十分な開示：**株主が企業の役員報酬を分析・理解する上で、透明性は必要不可欠です。マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、役員報酬について、そのすべての主要構成要素を明確に開示することを企業に期待しています。これには、報酬額、業績に関する指標と目標、ストックオプションの付与条件、支払結果などが含まれます。
 - vi. **オプションの価格改定：**付与済みのオプションの行使価格を改定すると、オプション付与当時のインセンティブを大きく毀損します。オプションの価格改定について、企業側に強固かつ正当な根拠がある場合もありますが、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、そのような決定は株主による決議が必要であると考えています。このような株主承認なしに役員に対する付与済みオプションの価格改定を企業が行った場合、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、原則として、役員報酬に関する勧告的決議に反対票を投じます。

- vii. **問題のある退職金契約（ゴールデン・パラシュート）の採用**：株主利益につながり得る取引を追求・完遂した経営陣に対し、インセンティブが支払われるべきであるとマニュアル・インベストメント・マネジメントは考えています。適切に策定された退職金契約により、このようなインセンティブが実現可能となります。しかし同時に、退職金契約に伴い巨額の支払いが行われる場合、経営陣が株主価値を犠牲にした取引を追求する動機となる可能性もあります。税額グロスアップ条項を定めている契約、あるいは支配権の変更が生じた場合にオプション付与の時期を早めること、経営陣が一方的に退職金支払いを受けられること、または固定報酬と賞与の合計額の300%を超える額の支払いが行われることを定めた契約を役員との間で交わす、またはそのように契約を変更するという役員報酬議案には、マニュアル・インベストメント・マネジメントは原則として、反対します。

V. 資本コスト：企業は、既存株主層の権利と利益を考慮しつつ、資金調達の実現性と投資推奨とのバランスを取るべきであるとマニュアル・インベストメント・マネジメントは考えています。株式発行や自社株買い、株式分割の実施その他の資本再構成の議案については、以下に掲げる具体的な要件を考慮した上で、その都度評価しています。

- a. **普通株式の承認**：マニュアル・インベストメント・マネジメントは、授權株式の発行に向けた株式総数増加提案については、現在の株式総数、経営陣による承認済み株式の直近での活用、増加を提案する会社側の根拠を検討した上で、その都度評価します。また原則として、当該企業が株式分割の実施または株式配当の支払いを予定している場合、株式総数増加を支持します。
- b. **株式併合**：株主持分の過度な希薄化リスクを軽減するため発行を認められた株式総数を持分に比例して減らすことを企業が予定している場合、マニュアル・インベストメント・マネジメントは原則として、株式併合を支持します。また、企業が事業継続のため、早期に資金調達を行う必要がある場合にも、株式併合の提案を支持することがあります。
- c. **デュアル・クラスの議決権の構造**：議決権は、特定の企業における経済的利益と整合させるべきです。マニュアル・インベストメント・マネジメントは原則として、異なる議決権付きの新たな種類株式の発行には反対し、そのような株式構造を取りやめる提案を支持します。

VI. 企業間取引と再編：合併や買収、再編、他州への設立地変更については、マニュアル・インベストメント・マネジメントは、そのような企業間取引が株主価値の創造につながるかどうかを踏まえ、その都度検討します。検討内容には、各種条件の公正性、取引の価値評価、経営者や取締役の変更、シナジーや効率性の実現、企業戦略変更の理由に説得力があるかどうかなどが含まれます。

VII. 株式持ち合い：株式持ち合いとは、企業が取引相手や顧客、サプライヤーとの関係維持のためにそれらの株式を購入する慣行をいいます。このような慣行により、本来であれば収益を生み出すための投資に振り向けたり、株主に還元できたりするはずの資本が固定されることになるため、マニュアル・インベストメント・マネジメントは原則として、株式持ち合いを推奨せず、もし行う場合は、投資先企業の株式持ち合いの状況を精査し、株式持ち合いを純資産の20%未満に抑えるよう、投資先企業に働きかけます。

VIII. 監査関連の問題：企業の業績開示の監査にあたっては客観性を保つ独立した監査人こそが効果的な監査人であるとマニユライフ・インベストメント・マネジメントは考えています。監査報酬や、利益相反を生み出しかねない監査人による他のサービスの提供に関し、企業は透明性高く開示しなければなりません。監査人に関し、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、以下の原則を議決権行使の意思決定をする際の指針としています。

- a. **監査人の選任：**監査人の再任については、当該監査人による職務懈怠、あるいは独立した客観的な企業監査の実施を不可能にする利益相反が存在することを示す証拠がない場合、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは原則として支持します。
- b. **監査人ローテーション：**ある企業において監査人の独立性と客観性が損なわれうるとマニユライフ・インベストメント・マネジメントがみなした場合、監査人ローテーションを求める提案を支持することがあります。監査人ローテーションを支持する理由には、監査機能に重大な欠如があることや、当該企業における監査人の任期が過度に長期間であることなどがあります。